

**地球温暖化対策**  
**第4次岩手県率先実行計画**  
(岩手県エコマネジメントシステム)

平成28年3月  
岩 手 県

# 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の趣旨                     | 1  |
| 第2章 温室効果ガス排出量等の現況（第3次率先実行計画の成果） | 2  |
| 1 温室効果ガス排出量の推移                  | 2  |
| 2 温室効果ガス種類別の排出状況                | 2  |
| 3 エネルギー使用量の状況                   | 3  |
| 第3章 計画に係る基本的事項                  | 6  |
| 1 計画の目的                         | 6  |
| 2 計画の期間                         | 6  |
| 3 計画の基準年度                       | 6  |
| 4 計画の対象                         | 6  |
| (1) 対象の事務等                      |    |
| (2) 対象組織・施設                     |    |
| 5 計画の対象となる温室効果ガスの種類             | 6  |
| 6 計画の位置付け                       | 7  |
| 第4章 計画の目標等                      | 8  |
| 1 温室効果ガス排出量の削減に関する目標            | 8  |
| 2 基本方針                          | 9  |
| 第5章 温室効果ガス排出削減への取組              | 10 |
| 1 取組体系                          | 10 |
| 2 取組項目                          | 11 |
| (1) エコオフィス活動                    |    |
| (2) 施設・設備の省エネ化                  |    |
| (3) その他の環境配慮                    |    |
| 第6章 計画の推進・点検・評価・見直し等            | 17 |
| 1 計画の推進体制                       | 17 |
| (1) 計画・推進方策の決定・見直し              |    |
| (2) 計画・推進方策の管理体制                |    |
| (3) 計画・推進方策の実施体制                |    |
| (4) 計画・推進方策の点検体制                |    |
| 2 計画の点検・評価                      | 18 |
| (1) 温室効果ガス排出量による報告・点検・評価        |    |
| (2) ヒアリング調査による点検・評価             |    |
| 3 その他取組の推進のための措置                | 18 |
| (1) 職員に対する研修等                   |    |
| (2) 省エネ取組に係る情報提供                |    |
| 4 計画に基づく措置の実施状況の公表              | 19 |
| 5 計画の見直し                        | 19 |

## 第1章 計画策定の趣旨

平成 26 (2014) 年に「国連の気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」で取りまとめられた第 5 次評価報告書では、気候システムによる温暖化については疑う余地のないことや、地球温暖化の主な要因は人間活動によるものであった可能性が極めて高いことが示され、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの早期の排出削減の必要性が明示されました。

岩手県(以下「県」という。)では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。)に基づき、県の事務事業における温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する計画として、平成 12 (2000) 年以降、3 次にわたって地球温暖化対策実行計画(以下「率先実行計画」という。)を策定し、県民及び事業者等に率先して、温室効果ガス排出量の削減等に取り組んできました。

また、排出量削減の取組を進めるに当たっては、平成 11 年 10 月に整備した「岩手県環境マネジメントシステム(旧システム)」について、平成 12 年 2 月に国際規格である ISO14001 の認証を取得し、PDCA による環境に配慮した取組を進めたところです。平成 21 (2009) 年 2 月に ISO 認証登録期間が終了したことを契機に、組織内に定着した環境配慮の取組を継続するとともに、さらなる活発化を目指し、新たに「岩手県エコマネジメントシステム」(以下「エコマネジメントシステム」という。)を構築し、県の率先実行計画の中心的取組として、運用を行ってきました。(表 1)

平成 27 (2015) 年度をもって第 3 次率先実行計画が終了することから、これまでの取組状況や温対法及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。)などの対応事項等を踏まえ、更なる温室効果ガス排出削減対策を図るため、今般、第 4 次となる計画を策定するものです。

なお、本県は、東日本大震災津波からの復興過程にあることから、復興に係る事務事業に支障のない範囲で、本計画に基づく温室効果ガス排出削減対策に努めていきます。

表 1 県における率先実行計画及び環境マネジメントシステムの経緯

|                    | 経緯  |
|--------------------|---|
| 平成 11 年 10 月       | ・「岩手県環境マネジメントシステム」(旧システム)の運用開始  |
| 平成 12 年 2 月        | ・本庁知事部局で ISO14001 認証を取得<br>(平成 14 年までに警察本部庁舎、全合同庁舎へ認証範囲を拡大)               |
| 平成 12 年 3 月        | ・第 1 次率先実行計画の策定(平成 12 年～16 年度)  |
| 平成 17 年 4 月        | ・第 2 次率先実行計画の策定(平成 17 年～22 年度)  |
| 平成 21 年 2 月        | ・ISO14001 認証登録終了を契機とした「岩手県エコマネジメントシステム」の運用開始                              |
| 平成 24 年 3 月<br>4 月 | ・第 3 次率先実行計画の策定(平成 23 年～27 年度)<br>・「岩手県エコマネジメントシステム」の適用範囲を全庁へ拡大(外部委託先を除く) |

## 第2章 温室効果ガス排出量の現況（第3次率先実行計画の成果）

### 1 温室効果ガス排出量の推移

県の事務事業における平成26（2014）年度の温室効果ガス排出量の実績は、基準年度である平成21（2009）年度と比較し6.4%の削減が図られており、第3次率先実行計画の目標である基準年度比6%削減を上回っています。（図1及び表2参照）

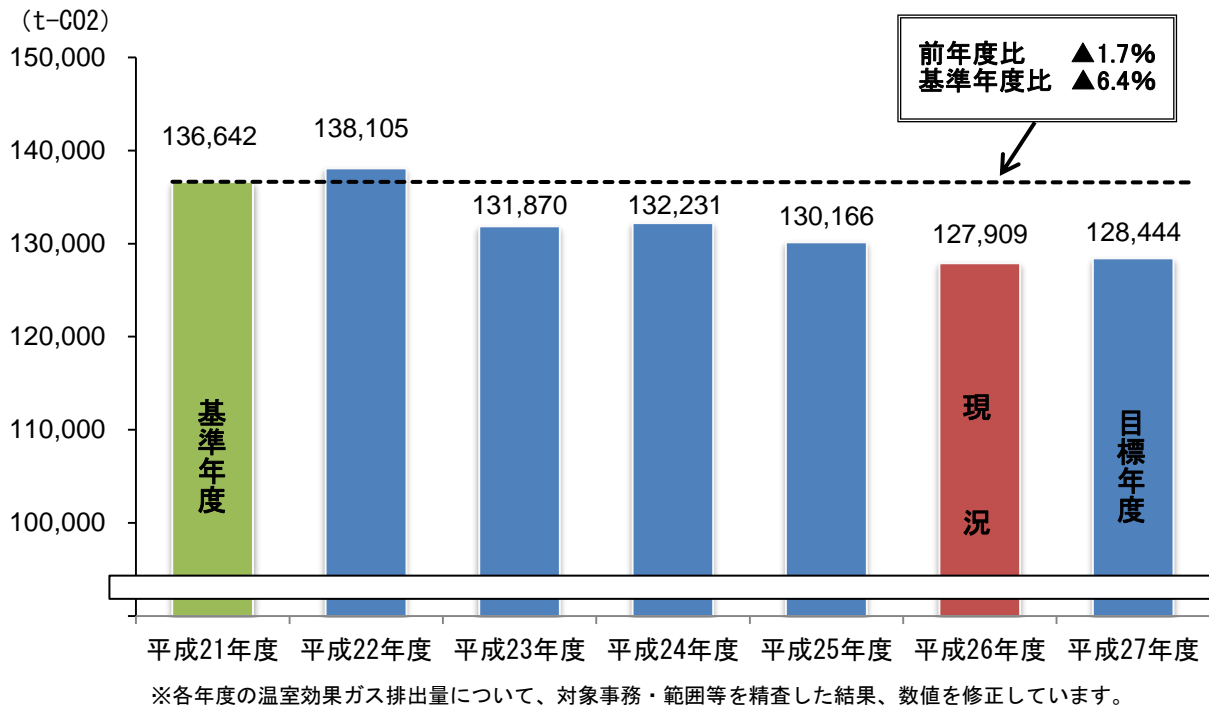


図1：第3次率先実行計画期間中の温室効果ガス排出量の推移

表2：温室効果ガス排出量の状況及び基準年度との比較

(単位 t-CO2)

| 項目                  | H21年度<br>(基準年度) | H26年度<br>(現況)   | 増減量    | 増減率<br>(%) |
|---------------------|-----------------|-----------------|--------|------------|
| 電力                  | 70,535          | 65,777          | ▲4,759 | ▲6.7       |
| A重油                 | 46,082          | 42,579          | ▲3,503 | ▲7.6       |
| 灯油                  | 5,839           | 5,422           | ▲417   | ▲7.1       |
| 公用車用ガソリン            | 5,155           | 5,476           | 321    | 6.2        |
| 公用車用軽油              | 1,019           | 964             | ▲56    | ▲5.5       |
| LPG                 | 853             | 752             | ▲101   | ▲11.8      |
| 都市ガス                | 598             | 578             | ▲19    | ▲3.2       |
| その他<br>(船舶、ジェット燃料等) | 2,989           | 3,234           | 245    | 8.2        |
| 二酸化炭素排出量            | 133,070         | 124,782 (97.6%) | ▲8,289 | ▲6.2       |
| その他温室効果ガス排出量        | 3,572           | 3,128 (2.4%)    | ▲444   | ▲12.4      |
| 温室効果ガス合計            | 136,642         | 127,909         | ▲8,733 | ▲6.4       |

また、第3次率先実行計画では、対象を県の全ての機関に拡大し、エコマネジメントシステムを中心とした温室効果ガス排出の削減に取り組んできました。(表3参照)

表3：温室効果ガス総排出量の対象組織別の比較

(単位 t-CO2)

| 項目     |          | H21年度<br>(基準年度) | H26年度<br>(現況) | 増減量    | 増減率<br>(%) |
|--------|----------|-----------------|---------------|--------|------------|
| 温室効果ガス |          | 136,642         | 127,909       | ▲8,733 | ▲6.4       |
| 内<br>訳 | 県庁舎      | 2,014           | 2,369         | 356    | 17.7%      |
|        | 合同庁舎     | 5,070           | 5,235         | 164    | 3.2%       |
|        | 知事部局単独公所 | 26,198          | 23,784        | ▲2,415 | ▲9.2%      |
|        | 医療局関係    | 56,400          | 53,974        | ▲2,426 | ▲4.3%      |
|        | 企業局関係    | 1,768           | 1,746         | ▲22    | ▲1.3%      |
|        | 教育委員会関係  | 19,056          | 17,111        | ▲1,944 | ▲10.2%     |
|        | 警察本部関係   | 9,785           | 8,741         | ▲1,045 | ▲10.7%     |
|        | 外部委託施設   | 16,350          | 14,950        | ▲1,400 | ▲8.6%      |

## 2 温室効果ガス種類別の排出状況

平成26(2014)年度の県の事務事業における温室効果ガス排出量の内訳をみると、全体の97.6%を二酸化炭素が占めており、次いでメタン1.2%、一酸化二窒素1.1%、ハイドロフルオロカーボン類0.1%となっています。

また、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素排出量の内訳は、電力(52.7%)及びA重油(34.1%)の割合が大きくなっていることから、今後、排出量を削減するためには、これらの使用の抑制に向けた取組が重要となります。(図2参照)

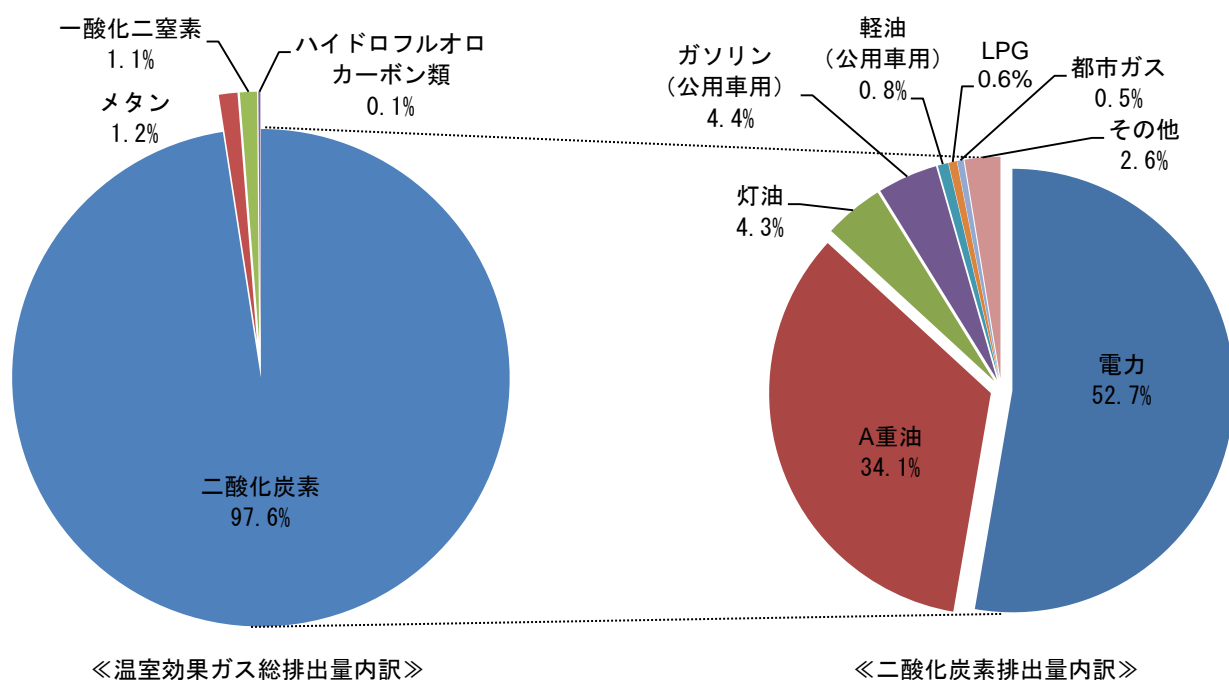


図2：温室効果ガス排出量の内訳

### 3 エネルギー使用量の状況

第3次率先実行計画では、年間を通じたエコオフィス活動のほか、エネルギー需要が特に高まる夏季及び冬季における省エネ・節電取組等により、電力やA重油を始めとしたエネルギー使用量を削減することができました。(表4参照)

表4：エネルギー使用量の状況と基準年度との比較

| 区分                    | H21 (基準年度) |                             | H26 (現況) |                             |            | 使用量<br>増減率<br>(%) |
|-----------------------|------------|-----------------------------|----------|-----------------------------|------------|-------------------|
|                       | 使用量        | 排出量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) | 使用量      | 排出量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) | 構成比<br>(%) |                   |
| 電力(MWh)               | 183,685    | 70,535                      | 171,293  | 65,777                      | 52.7       | ▲6.7              |
| A重油(kl)               | 17,004     | 46,082                      | 15,712   | 42,579                      | 34.1       | ▲7.6              |
| 灯油(kl)                | 2,345      | 5,839                       | 2,178    | 5,422                       | 4.3        | ▲7.1              |
| 公用車用ガソリン(kl)          | 2,222      | 5,155                       | 2,360    | 5,476                       | 4.4        | 6.2               |
| 公用車用軽油(kl)            | 389        | 1,019                       | 368      | 964                         | 0.8        | ▲5.5              |
| LPG(m <sup>3</sup> )  | 130,396    | 853                         | 114,967  | 752                         | 0.6        | ▲11.8             |
| 都市ガス(m <sup>3</sup> ) | 297,402    | 598                         | 287,752  | 578                         | 0.5        | ▲3.2              |
| その他<br>(船舶、ジェット燃料等)   | —          | 2,989                       | —        | 3,234                       | 2.6        | —                 |
| 合計                    | —          | 133,070                     | —        | 124,782                     | 100.0      | —                 |

なお、公用車用ガソリンの使用量が増加していますが、これは震災対応業務等により公用車を利用する回数が増加し、走行距離が増えたことが原因であると考えられます。

一方、走行燃費については、基準年度と比較し、7.0% (公用車全体では9.2%) 向上しています。(表5参照)

表5：公用車の走行距離及び走行燃費

| 区分             | H21 (基準年度)   |                | H26 (現況)     |                | 走行燃費<br>増減率(%) |
|----------------|--------------|----------------|--------------|----------------|----------------|
|                | 走行距離<br>(km) | 走行燃費<br>(km/ℓ) | 走行距離<br>(km) | 走行燃費<br>(km/ℓ) |                |
| ガソリン車走行距離(km)  | 22,196,116   | 9.99           | 25,186,354   | 10.69          | 7.0            |
| ディーゼル車走行距離(km) | 1,590,931    | 4.09           | 1,826,735    | 5.11           | 24.9           |
| 合計             | 23,787,047   | 9.11           | 27,013,089   | 9.95           | 9.2            |

### (参考) 夏季及び冬季における省エネ・節電の取組について

東日本大震災津波以降、国全体での電力需給がひっ迫された状況を踏まえ、県では、平成 23 年度よりエネルギー需要が特に高まる夏季（6月～9月）及び冬季（12～3月）における省エネ・節電取組として、空調の温度設定（夏季 29℃、冬季 19℃）、照明・OA機器等の節電やクールビズ・ウォームビズなどを実施しました。

取組の結果、電力需要が特に高まる 7～9月の使用電力量について、平成 21 年度と比較し、平成 26 年度実績で 7.2%（温室効果ガス換算で 1,213t-CO2）削減することができました。（図 3 参照）

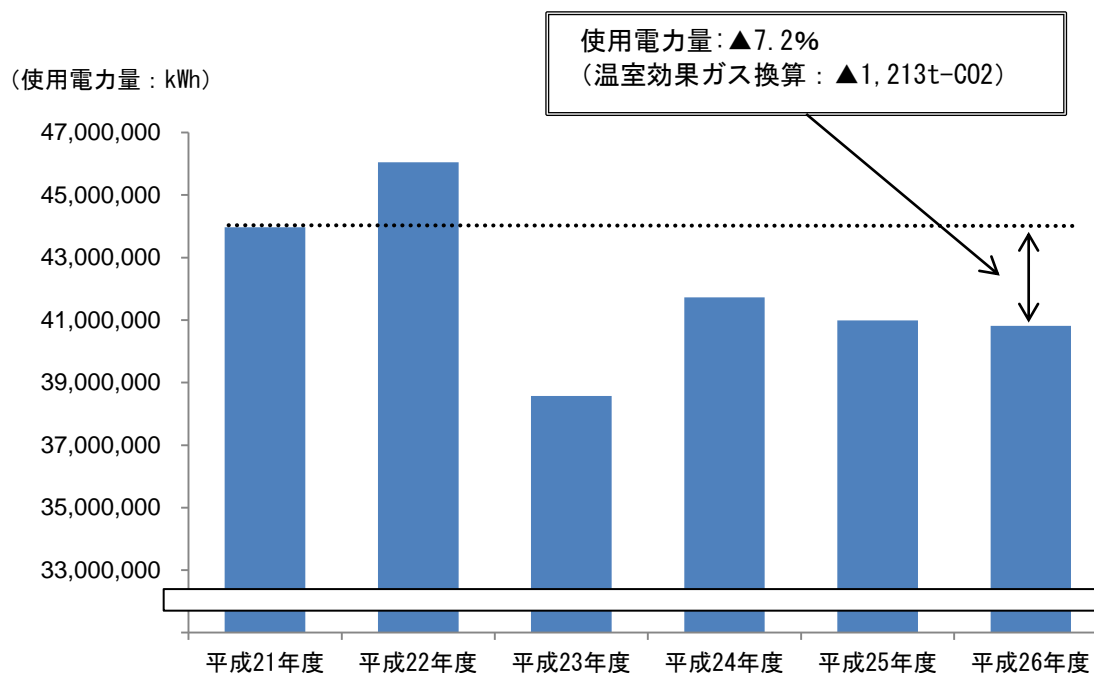


図3 夏季（7～9月）における県関連庁舎等の使用電力量の推移

## 第3章 計画に係る基本的事項

### 1 計画の目的

本計画は、県自らが大規模な事業者であるとの認識の下、事務事業における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を率先して実践することにより、地球温暖化対策等の地球環境の保全を図り、現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とします。

### 2 計画の期間

平成 28 (2016) 年度から平成 32(2020) 年度までの 5 年間とします。

### 3 計画の基準年度

平成 26 (2014) 年度とします。

当該年度は、計画の対象となる組織・施設の事務事業における直近の温室効果ガス排出量として把握している年度です。

### 4 計画の対象

#### (1) 対象事務等

県が行う全ての事務事業（公共事業等を除く）とします。

#### (2) 対象組織・施設

県の全ての機関とし、外部に管理を委託している公の施設も含むものとします。

### 5 計画の対象となる温室効果ガスの種類

温対法に基づく温室効果ガスは、下表（表 6）の 7 種類があります。

本計画においては、県の事務・事業との関わりを勘案し、対象とする温室効果ガスを、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の 4 種類とします。

表 6：温室効果ガスの種類・主な排出源

| 温室効果ガスの種類                | 主な排出源                        |
|--------------------------|------------------------------|
| 二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）  | 燃料（重油・灯油・ガス・ガソリン・軽油等）、電力の使用等 |
| メタン（CH <sub>4</sub> ）    | 燃料の燃焼、水田の耕作、家畜の消化管内発酵・ふん尿処理等 |
| 一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O） | 燃料の燃焼、家畜のふん尿処理、耕地への肥料の使用等    |
| ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）      | カーエアコン・冷蔵庫の使用・廃棄等            |
| パーフルオロカーボン類（PFCs）        | 電子機器製造での半導体エッチング・洗浄等         |
| 六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ） | 電気絶縁用ガス、半導体エッチング等            |
| 三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ） | 半導体や液晶製造時におけるドライエッチング等       |



## 6 計画の位置付け

- (1) 本計画は、温対法第 20 条の 3 に基づく実行計画として、県の事務事業における温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置について定める計画です。
- (2) 本計画は、環境に関する方針や目標を定め、この達成に向けた取組事項や推進方法等について明確にした環境管理計画であることから、本計画を「エコマネジメントシステム」と位置付けます。

## 第4章 計画の目標等

### 1 温室効果ガス排出量の削減に関する目標

#### 【目標】

平成32（2020）年度の温室効果ガス排出量を平成26（2014）年度比で6%削減します。

#### 《目標設定の考え方》

- 岩手県地球温暖化対策実行計画（平成24年3月策定。平成28年3月一部改訂）において、温室効果ガス排出量の削減目標\*を平成32年度までに平成2年比で13%削減、平成17年度比で17%削減としており、この排出削減目標の達成のためには、県民、事業者、行政等の各主体が一体となり取組を推進する必要があります。

※ 再生可能エネルギーの導入及び森林吸収による削減効果を除く。

- 一方、県はこれまでの率先実行計画に基づく取組により、平成26年度までに温室効果ガスを平成17年度比で13.3%削減してきたところですが、県としても岩手県地球温暖化対策実行計画に掲げる削減目標の達成に向け、県民や事業者等に率先して自らの排出量の削減に努める必要があります。

- 以上に加え、省エネ法による年平均1%のエネルギー原単位の削減努力への対応も考慮し、目標を設定しています。

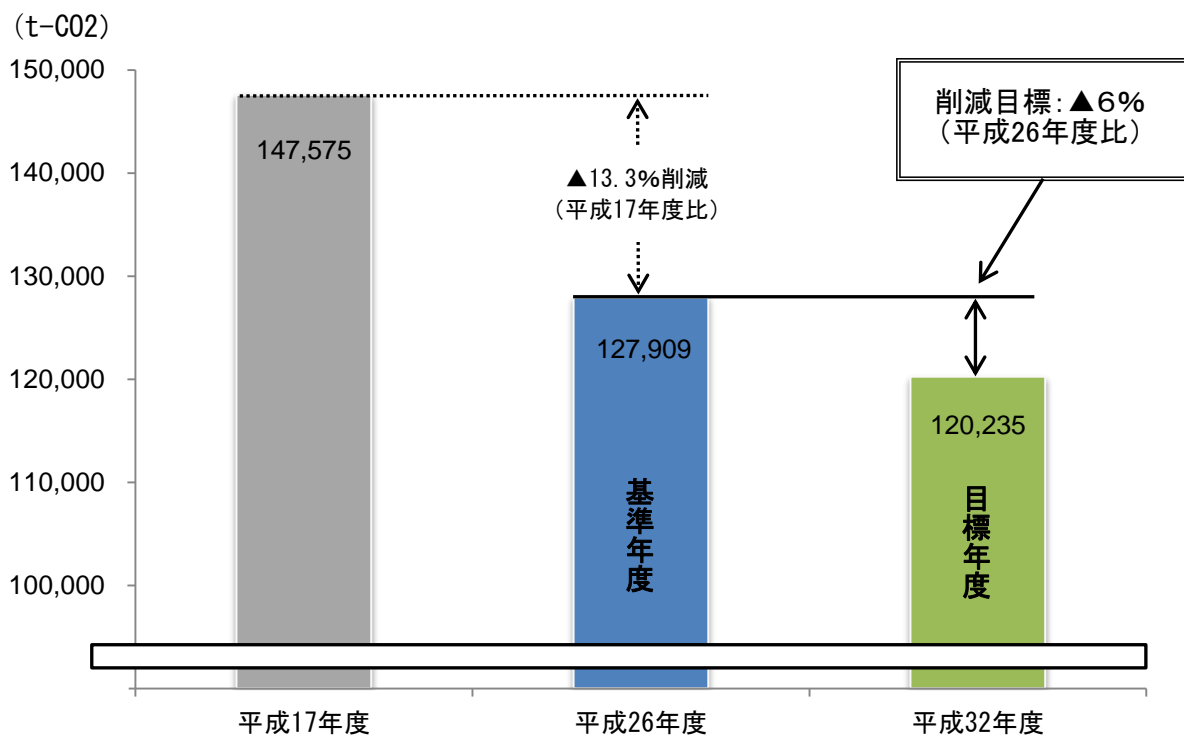


図4：温室効果ガス排出量と削減目標量

※ 平成17年度排出量について、対象範囲が第4次計画と異なることから、不足分については把握可能な直近の数値を用いて再算定しています。

表 7：県の温暖化対策計画における削減目標の比較

| 計 画                | 平成 17 年度<br>(排出量実績) | 平成 26 年度<br>(排出量実績)              | 平成 32 年度<br>(目標排出量)                              |
|--------------------|---------------------|----------------------------------|--|
| 岩手県地球温暖化<br>対策実行計画 | 14,827 千 t-CO2      | —※1                              | 12,248 千 t-CO2<br>(H17 年度比▲17%※2)                |
| 第 4 次率先実行計画        | 147,575 t-CO2       | 127,909 t-CO2<br>(H17 年度比▲13.3%) | 120,235 t-CO2<br>(H17 年度比▲18.5%)<br>(H26 年度比▲6%) |

※1 平成 26 年度排出量実績について、算定に係る統計データ等が公表されていないことから、平成 28 年 3 月現在、排出量を算定していない。

※2 岩手県地球温暖化対策実行計画の目標排出量について、計画全体での目標は、平成 32 年度までに平成 2 年比で 13%削減（再生可能エネルギーの導入及び森林吸収による削減効果を含めると 25%削減）としています。

## 2 基本方針

次の基本方針に基づき、本計画の目標達成に向け、取組を推進します。

- (1) 常に省エネルギー及び省資源を念頭において、事務・事業を行います。
- (2) 低炭素化社会の実現に向けた職員の意識向上を図ります。
- (3) 環境関連法令等を順守するとともに、環境負荷の低減に努めます。
- (4) 本計画の継続的な改善を図ります。

### (参考) エネルギー種別の想定削減量 について

温室効果ガス排出量の主な排出要因であるエネルギー使用量について、温室効果ガス排出量を基準年度比 6%削減した場合の想定削減量を表 8 に示します。

表 8：エネルギー種別の想定削減量

| 区分                    | 平成 26 年度<br>(基準年度) |                | 平成 32 年度<br>(目標年度) |                |
|-----------------------|--------------------|----------------|--------------------|----------------|
|                       | 使用量                | 排出量<br>(t-CO2) | 想定<br>使用量※         | 排出量<br>(t-CO2) |
| 電力(MWh)               | 171,293            | 65,777         | 161,015            | 61,830         |
| A 重油(kl)              | 15,712             | 42,579         | 14,769             | 40,024         |
| 灯油(kl)                | 2,178              | 5,422          | 2,047              | 5,097          |
| 公用車用ガソリン(kl)          | 2,360              | 5,476          | 2,219              | 5,148          |
| 公用車用軽油(kl)            | 368                | 964            | 346                | 906            |
| LPG(m <sup>3</sup> )  | 114,967            | 752            | 108,069            | 707            |
| 都市ガス(m <sup>3</sup> ) | 287,752            | 578            | 270,487            | 544            |
| その他燃料(船舶、ジェット燃料等)     | —                  | 3,234          | —                  | 3,040          |
| 二酸化炭素排出量              | —                  | 124,782        | —                  | 117,295        |
| その他温室効果ガス排出量          | —                  | 3,128          | —                  | 2,940          |
| 温室効果ガス排出量             | —                  | 127,909        | —                  | 120,235        |

※ 平成 32 年度の想定使用量について、各区分とも 6%削減した場合の数値としています。

## 第5章 温室効果ガス排出削減への取組

### 1 取組体系

これまでの県の事務事業における温室効果ガス排出量の削減取組については、エコマネジメントシステムにより、「職員」・「組織」・「庁舎管理者」のそれぞれが、「エコオフィス活動」・「施設・設備の省エネ化」・「その他の環境配慮」の3つの柱に沿って進めてきました。

本計画では、これらに加え、エネルギー需要が特に高まる夏季及び冬季における省エネ・節電取組を推進します。(図5参照)

また、本計画では、省エネ活動の周知により、職員一人ひとりの持続的な取組を推進することで、更なる温室効果ガス排出量の削減を図ります。

なお、公の施設を管理する指定管理者等については、それぞれの所管部局等において、本計画による取組を要請します。

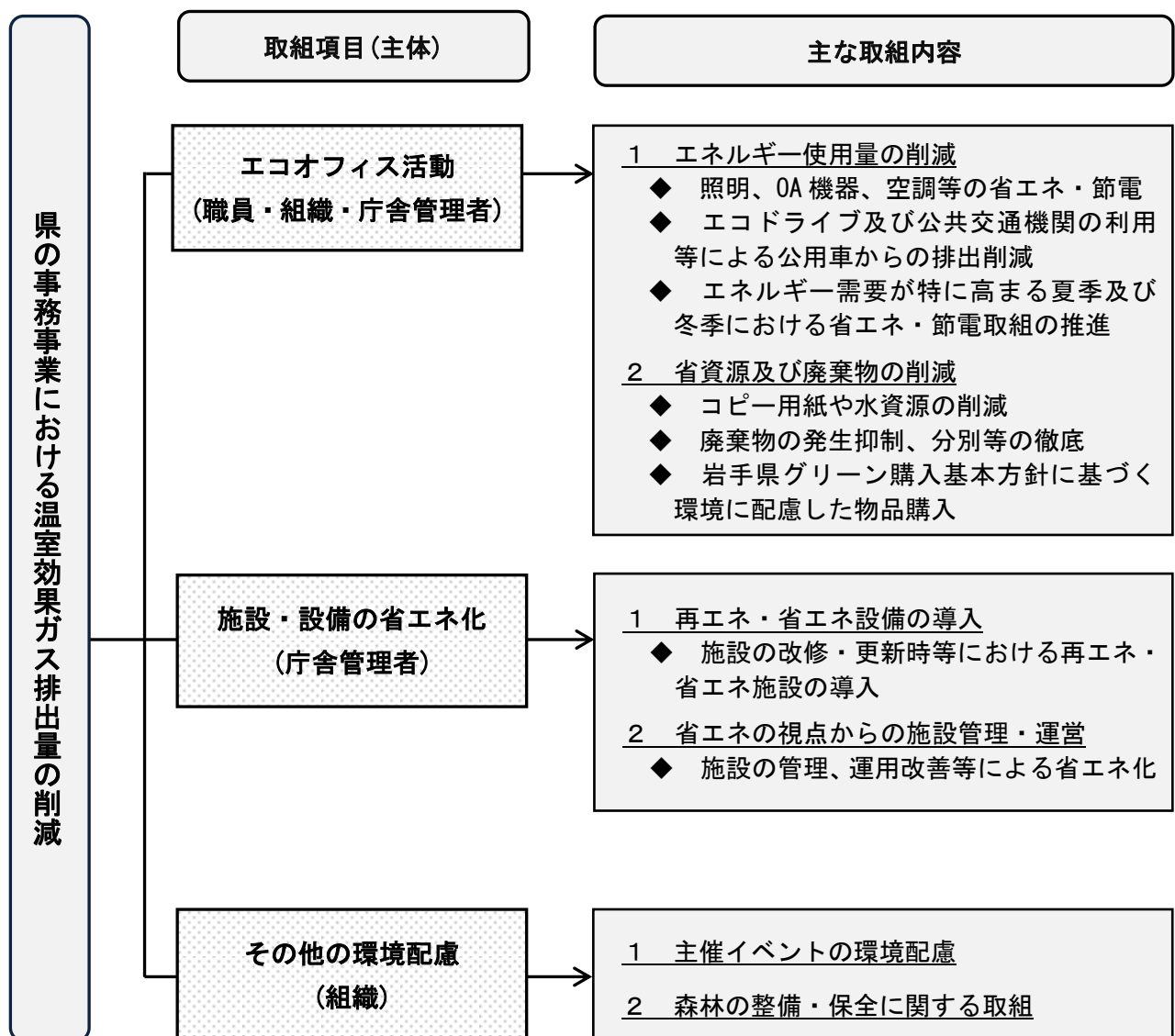


図5：温室効果ガス排出削減取組の体系図

## 2 取組項目

### (1) エコオフィス活動

#### 【取組の方向性】

年間を通じたエコオフィス活動のほか、エネルギー需要が特に高まる夏季及び冬季においては、重点的な省エネ・節電取組の推進により、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

- ・ 県の事務事業における温室効果ガス排出量の内訳をみると、全体の約9割が電力やA重油等のエネルギー使用に伴う二酸化炭素の排出で占められています。
- ・ また、平成26年度に施行された改正省エネ法により、電力受給バランスを意識したエネルギー管理（電気需要平準化対策）の対応が求められています。
- ・ 以上を踏まえ、通年でのエコオフィス活動の徹底のほか、電力やA重油などのエネルギー需要が特に高まる夏季及び冬季においては、更なる省エネ・節電取組を行う必要があります。

#### ○職員一人ひとりが取り組むエコオフィス活動

| エネルギー使用量の削減  |
|--|
| <p>◆照明、OA機器・電化製品関係（電力の削減）</p> <p>≪照明関係≫</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 昼の休憩時間や勤務時間外における消灯又は部分消灯の徹底（日中でも、業務に支障のない範囲で消灯に努める）</li><li>・ 執務室以外（トイレ、給湯室、会議室、倉庫等）での利用後の消灯の徹底</li></ul> <p>≪OA機器・電化製品関係≫</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 待機電力の削減（OAタップ等の活用、退庁時のプラグ抜去等）</li><li>・ パソコン及び複写機等の省電力設定の徹底</li><li>・ 1時間以上の離席時には、パソコンの電源オフ</li></ul> |
| <p>◆空調関係（電力、A重油、灯油等の削減）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 空調の設定温度の適正化（夏季28℃、冬季19℃）</li><li>・ ブラインド等の活用による冷暖房効率の向上</li><li>・ 会議室等利用後の空調停止</li></ul>   |
| <p>◆公用車関係（ガソリン、軽油の削減）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 出張等における公共交通機関の積極利用</li><li>・ 近距離の会議等における徒歩や自転車の利用</li><li>・ エコドライブの徹底（ふんわりアクセル、アイドリングストップ等）</li><li>・ 公用車使用前における効率的な運行経路の確認、同一目的地への乗り合わせ</li></ul>   |

|  |
|--|
| <p>◆夏季及び冬季における省エネ・節電取組（エネルギー全般の削減）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明、O A機器等の省エネ・節電等の一層の取組</li> <li>・ 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズの実施</li> <li>・ ライトダウンキャンペーンへの対応</li> <li>・ 電力需要ひっ迫時における節電等の対応</li> </ul>  |
| <p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーターの利用を控え、上り3階、下り5階程度の階段利用</li> </ul>  |
| <p><b>省資源及び廃棄物の削減</b></p>  |
| <p>◆全般</p> <p>《コピー用紙関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両面コピー、裏紙の再利用</li> <li>・ スキャナや電子メール等の利用によるペーパーレス化、資料の簡素化・共有化</li> <li>・ コピー機使用後の設定リセットによるミスコピーの防止</li> </ul> <p>《水資源関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯磨き・食器洗い等における日常的な節水の徹底</li> </ul> <p>《廃棄物関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミの分別の徹底等</li> <li>・ 使用していない文具類の回収、再利用</li> </ul> |

○組織単位で取り組むエコオフィス活動

|  |
|--|
| <p><b>エネルギー使用量の削減</b></p>  |
| <p>◆全般</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員一人ひとりが行う取組の周知・徹底</li> <li>・ 取組状況の把握・見える化等</li> <li>・ 庁舎管理者が行う取組への協力</li> <li>・ 当該組織が所管する温室効果ガス排出に係る事業活動量の把握</li> </ul>   |
| <p>◆照明、O A機器・電化製品関係（電力の削減）</p> <p>《照明関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昼の休憩時間や勤務時間外における消灯または部分消灯の徹底</li> <li>・ 業務に支障のない範囲での執務室内の間引きの実施</li> <li>・ ノー残業デー等を活用した職場内ライトダウンの実施</li> <li>・ 岩手県グリーン購入基本方針に基づく照明器具の購入</li> </ul> <p>《O A機器・電化製品関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩手県グリーン購入基本方針に基づくパソコン及び複写機の導入</li> <li>・ プリンター・コピー機・FAXの集約化</li> <li>・ O Aタップ等の設置による節電対策</li> <li>・ 扇風機、冷水器、冷蔵庫、電気ポット、電気ストーブ等の電化製品の原則使用禁止</li> </ul> |

|   |
|---|
| <p><b>◆空調関係（電力、A重油、灯油等の削減）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空調の温度設定の適正化（夏季 28℃、冬季 19℃）<br/>（健康に影響がない範囲での空調負荷の低減に向けた温度設定）</li> </ul>   |
| <p><b>◆公用車関係（ガソリン、軽油の削減）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県グリーン購入基本方針に基づく公用車の導入・更新</li> <li>使用実態を踏まえた公用車台数の見直し</li> <li>エコドライブ普及員の養成、普及員による所属内職員へのエコドライブの周知</li> <li>所管する公用車の燃費管理</li> <li>同一目的地への公用車の相乗り</li> </ul>  |
| <p><b>◆夏季及び冬季における省エネ・節電取組（エネルギー全般の削減）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力需給を意識した照明、OA機器等の省エネ・節電等の呼びかけ</li> <li>クールビズ・ウォームビズの推進</li> <li>ライトダウンキャンペーンへの対応</li> <li>休暇の分散化、長期化の促進</li> </ul>  |
| <p><b>省資源及び廃棄物の削減</b></p>   |
| <p><b>◆全般</b></p> <p>《事務用品等関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県グリーン購入基本方針に基づく環境に配慮した物品の購入</li> <li>購入物品の適正・長期利用</li> </ul> <p>《コピー用紙関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>裏紙用の回収ボックスの設置</li> </ul> <p>《廃棄物関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各部局へ情報提供による不用品の再利用</li> <li>ゴミの分別用回収ボックスの設置</li> <li>フロン使用製品（カーエアコン・冷蔵庫等）の適正処理</li> </ul> |

○庁舎管理者が取り組むエコオフィス活動

|  |
|--|
| <p><b>エネルギー使用量の削減</b></p>  |
| <p><b>◆全般</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎管理者が行う取組の周知・徹底</li> <li>取組状況の把握・見える化等の実施</li> <li>庁舎管理者が所管する温室効果ガス排出に係る事業活動量の把握等</li> </ul> |
| <p><b>◆照明関係（電力の削減）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ノー残業デー等を活用した庁舎内ライトダウンの実施</li> <li>岩手県グリーン購入基本方針に基づく照明器具の購入</li> </ul>                |

|  |
|--|
| <p><b>◆空調関係（電力、A重油、灯油等の削減）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空調の温度設定の適正化（夏季 28℃、冬季 19℃）<br/>（健康に影響がない範囲での空調負荷の低減に向けた温度設定）</li> </ul>  |
| <p><b>◆夏季及び冬季における省エネ・節電取組（エネルギー全般の削減）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空調の温度設定の適正化</li> <li>・ ライトダウンキャンペーンへの対応</li> <li>・ 電力需要ひっ迫時における庁舎全体での節電等の対応</li> <li>・ ポスターの掲示等による、職員、来庁者への省エネ・節電の呼びかけ</li> </ul> |
| <p><b>省資源及び廃棄物の削減</b></p>  |
| <p><b>◆全般</b></p> <p>《水資源関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節水コマ等の取り付けによる流水量の調節</li> <li>・ 定期的な漏水点検の実施</li> </ul> <p>《廃棄物関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の 3 R 推進・適正処理</li> </ul>      |



## (2) 施設・設備の省エネ化

### 【取組の方向性】

県有施設への再エネ・省エネ設備の導入推進や省エネの視点からの管理・運営等により、施設全体での省エネ化を図ります。

- ・ 県はこれまで、太陽光発電を始めとした再生可能エネルギー施設の導入や、LEDを始めとした高効率照明の導入など施設・設備の省エネ化に取り組んでいます。
- ・ 今後も県有施設の新設、改修に際しては、再エネ・省エネ設備の導入を検討し、施設におけるエネルギー使用量の削減を図ります。
- ・ なお、当面改修の予定がない施設においては、省エネの視点から施設を管理・運営し、省エネ化を図ります。

### ○庁舎管理者が取り組む施設・設備の省エネ化

#### 再エネ・省エネ設備の導入

##### ◆全般

- ・ 太陽光発電設備の導入や木質バイオマス資源の利活用など再生可能エネルギーの導入及び非常時のエネルギー確保
- ・ 施設の新築、改築等における省エネ設備の積極的な導入

#### 省エネの視点からの施設の管理・運営

##### ◆全般

- ・ 「省エネルギー診断」※の活用による施設管理・運用の改善、省エネ化
- ・ 「いわて公共建築環境配慮指針」に基づく環境に配慮した県有施設の整備
- ・ 「岩手県エネルギー管理標準」に基づくエネルギー利用設備の管理・運営
- ・ 「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号）及び「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」（平成25年12月27日経済産業省告示第271号）を参考とした施設の管理・運営
- ・ 省エネ法に係る所要の措置（エネルギー使用状況の把握、中長期的なエネルギー削減計画の策定、一定規模以上の建築物の新築、増築等に必要の措置等）
- ・ その他施設全体でのエネルギー使用の改善に係る措置

##### ◆運用改善

- ・ エレベーターの間引き運転
- ・ 共用湯沸器の使用時間の制限
- ・ デマンド監視装置の導入・活用の検討
- ・ 照明機器の定期清掃による照度損失の防止
- ・ 空調機のフィルター、冷凍機及びボイラー等の清掃及び定期点検等によるエネルギーの損失防止

※ 一般財団法人省エネルギーセンターが行う「省エネルギー診断」とは、工場やビルなどの施設に省エネの専門家を派遣し、光熱費等のエネルギー使用量の削減を行うための改善提案の抽出を目的とする無料の省エネ診断をいう。

### (3) その他の環境配慮

#### 【取組の方向性】

主催イベント開催時における環境配慮や、森林の整備・保全等に関する取組など、環境に配慮した取組を行います。

#### ○組織単位で取り組む環境配慮活動

##### 主催イベントでの環境配慮及び森林の整備等に係る取組

###### ◆主催イベントにおける環境配慮取組

- ・ 排水、騒音、振動の抑制など周辺環境への配慮
- ・ チラシ・資料の必要部数の精査
- ・ 環境負荷の少ない交通手段の利用の促進
- ・ ごみ発生の抑制、減量化・リサイクル等の徹底
- ・ 開催場所に応じたごみの分別、適正処理
- ・ イベントの状況に合わせた照明、空調等における省エネ使用の配慮
- ・ 岩手県グリーン購入基本方針に基づく環境に配慮した物品の使用
- ・ 主催スタッフ、来場者等への環境配慮の周知・呼びかけ

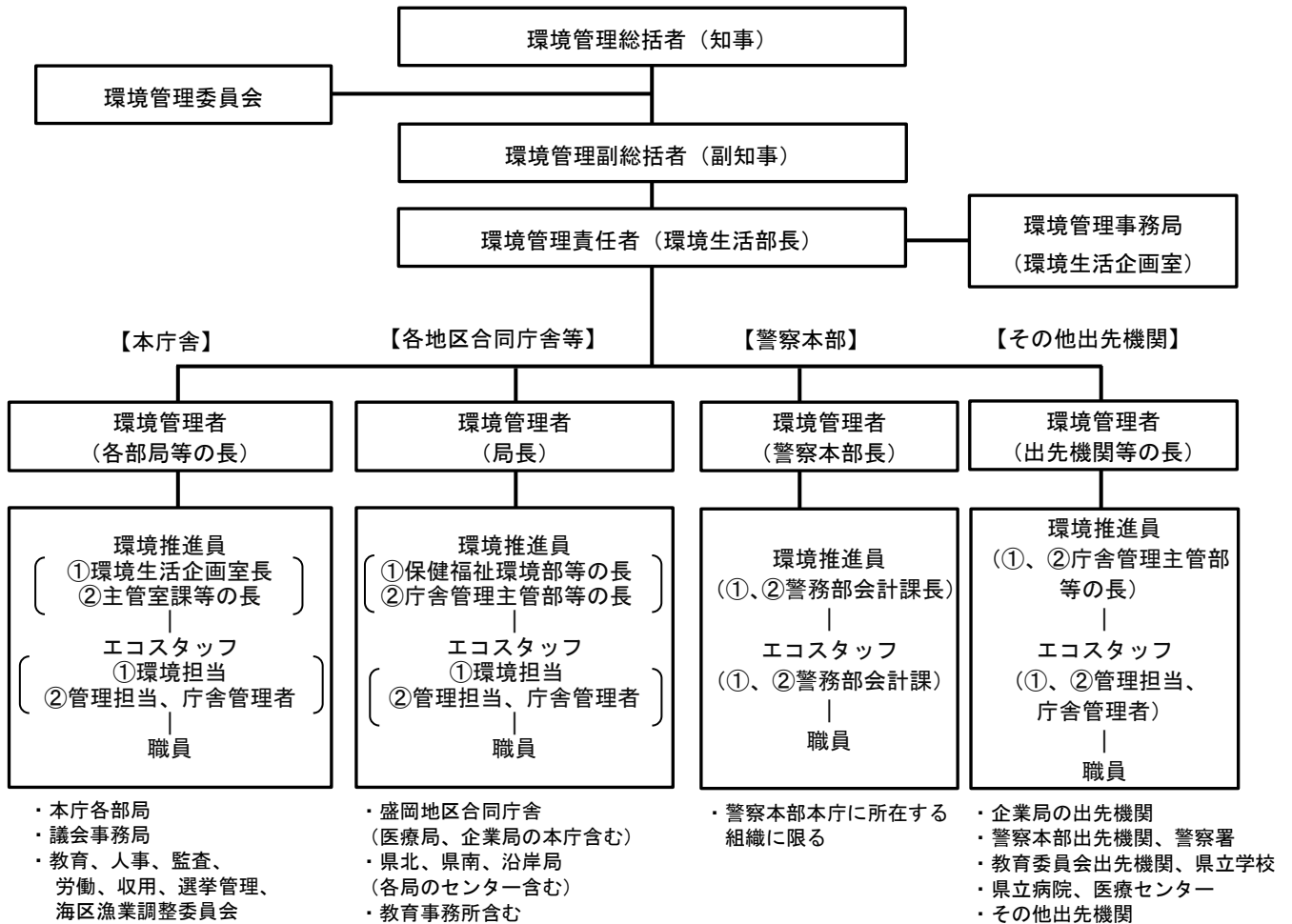
###### ◆森林の整備・保全に関する取組

- ・ 植林、保育、間伐などの適切な森林の整備・管理の推進

# 第6章 計画の推進・点検・評価・見直し等

## 1 計画の推進体制

本計画の推進体制とその役割は、図6及び表9を基本とします。



※ 環境管理の一体性の関係から、選挙管理委員会は市町村課、海区漁業調整委員会は水産振興課に含むこととします。

図6：計画の推進体制

表9：環境管理者等の役割

| 職名  | 主な役割                                       |
|---|--|
| 環境管理総括者（知事）   | 計画・推進方策等の決定、見直し                            |
| 環境管理委員会   | 計画・推進方策等の協議                                |
| 環境管理副総括者（副知事）   | 環境管理総括者の補佐                                 |
| 環境管理責任者（環境生活部長）   | 各部署等への指示監督、計画の進捗管理・評価                      |
| 環境管理事務局（環境生活企画室）  | 環境管理組織の庶務                                  |
| 環境管理者（各部署等の長）   | 各部署等での取組の総括、取組状況の管理                        |
| 環境推進員※<br>①環境生活企画室長、保健福祉環境部等の長<br>②各部署主管室課等の長             | ①各部署等における総合的な取組推進<br>②部署内の取組推進、取組状況の把握・点検等 |
| エコスタッフ※<br>①環境生活企画室、保健福祉環境部等の環境担当<br>②各部署主管室課等の管理担当、庁舎管理者 | ①各部署等における取組の率先推進<br>②部署内への取組の周知、推進         |

※ 警察本部及びその他出先機関においては、環境推進員及びエコスタッフの役割を兼任します。

### (1) 計画・推進方策の決定・見直し

環境管理総括者（知事）は、計画全体の取組状況等を踏まえ、必要に応じて計画及び推進方策の決定・見直しを行います。

なお、計画・推進方策の決定・見直しの際には、環境管理委員会において協議します。また、環境管理委員会は庁議をもって代えることができます。

### (2) 計画・推進方策の管理体制

環境管理責任者（環境生活部長）は、前年度の取組実績等を踏まえ、当該年度の温室効果ガス排出削減に関する全庁的な取組目標を設定します。

また、計画の実効性を高めるため、各部局等への指示・監督のほか、計画全体の進捗管理・評価等を行います。

### (3) 計画・推進方策の実施体制

環境管理者（各部局等の長）は、各部局等の取組を総括し、各部局等の取組を推進するとともに、その進捗状況の把握・管理等を行います。

また、環境推進員（各部局主管室課等の長）は、当該部局内の取組を推進し、その取組状況について点検・評価等を行います。

以上に加え、本計画における環境管理組織の庶務を行うため、環境生活企画室に環境管理事務局を置き、事務局長は環境生活企画室長とします。

### (4) 計画・推進方策の点検体制

環境管理責任者（環境生活部長）は、毎年度、各部局等からの温室効果ガス排出量状況や環境管理事務局（環境生活企画室）が実施する省エネ取組に係るヒアリング調査等を基に、計画・推進体制の点検・評価を行います。

## 2 計画の点検・評価

### (1) 温室効果ガス排出量による報告・点検・評価

環境管理責任者（環境生活部長）は、各部局等からのエネルギー使用量等の報告に基づき、温室効果ガス排出量を把握し、計画全体の目標達成状況の点検・評価を行います。

### (2) ヒアリング調査による点検・評価

環境管理事務局（環境生活企画室）は、省エネ取組の実施状況について、対象を抽出したヒアリング調査を行います。なお、環境管理責任者（環境生活部長）は、調査結果で得た優良事例等について、計画の点検・評価等に活用します。

## 3 その他取組の推進のための措置

### (1) 職員に対する研修

環境管理責任者（環境生活部長）は、温暖化対策に関する職員の意識向上と本計画の理解促進を目的として、エコスタッフ（各部局主管室課等の管理担当、庁舎管理者、各振興局等

の環境担当等)を対象とした研修を実施します。

なお、研修を受けたエコスタッフは、所属する職員に対し、本計画や削減取組等についての周知を行います。

## **(2) 省エネ取組に係る情報提供**

環境管理事務局(環境生活企画室)は、温室効果ガスの排出状況や取組の優良事例など、職員の省エネ取組に有効な情報について、積極的に提供します。

## **4 計画に基づく措置の実施状況の公表**

温対法の規定に基づき、環境管理責任者(環境生活部長)は、毎年度、本計画の取組状況等についてまとめ、県のホームページ等により公表します。

## **5 計画の見直し**

環境管理総括者(知事)は、計画全体の取組状況や社会情勢の変化、国の温暖化対策計画に係る方針等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。